

王政復古期イングランド議会における予算の審議過程

—第二次オランダ戦争と「借入及び割当」条項の導入を中心に—

佐藤芳彦

- I 問題の所在
- II 第2議会第4会期（1664年11月24日～1665年3月2日）
- III 第2議会第5会期（1665年10月10日～1665年10月31日）
- IV 第2議会第6会期（1666年9月21日～1667年2月8日）
- V 小活：王政復古期における予算審議の歴史的位

I 問題の所在

近代イギリス予算制度成立史研究の一環として、名誉革命（前後）期（1640年代から1714年アン女王の死まで）を考察対象として扱った拙稿¹⁾においては、当該期における財政面での「立憲体制」の成立過程を総括的に論じることを意図したので、わが国において研究史が殆ど欠落している当該期における具体的な予算の審議過程²⁾については、冊子体での史料の制約もあり、殆ど全く言及しえなかった。

本稿では、（その後には知った）Web上で利用しうる史料³⁾を利用して、近代イギリス予算制度の完成期（1860年代末）における予算の審議過程に至る歴史的・段階的な位置如何という観点から、「王政復古」Restoration期、とりわけ、その中でも「第二次オランダ戦争」Second Dutch War期（1665年～1667年）に限定して、（1）イングランド議会における予算の審議過程、及び（2）そのような審議過程を経て制定されたいわゆる「援助金及び議定費」

法 Act of 'aids and supplies' において初めて導入されてくる⁴⁾「借入及び割当条項」の内容を具体的に明らかにすることにしたい。

王政復古期の議会として、周知の『コベットのイングランド議会史』*Cobbett's Parliamentary History of England, from the Norman Conquest, in 1066, to the Year 1803, Vol. IV*によれば、(国王の召集状なしに召集された)「仮議会」Convention Parliament (1660年4月25日～同年12月24日解散)に続いて、翌1661年春に召集され1679年に解散されるまで続く新議会、通常、恩給議会Pensionary Parliament、又は騎士議会Cavalier Parliamentと呼ばれる「チャールズ2世Charles IIの長期議会」が開催されたのであるが、この第2議会の第1会期(1661年5月8日～1662年5月30日)、第2会期(1663年2月8日～同年7月27日)、第3会期(1664年3月16日～同年5月17日)の後に、「第二次オランダ戦争」(公式的な国王の対オランダ戦争宣言King's Declaration of War against the States of Hollandの期日は1664年2月22日であるが、(後述するように)その前にいわば開戦準備期がある。他方、その終結は1677年7月31日の「ブレダ条約」Treaty of Bredaによってである。)に関連する議会会期として、(1)第2議会第4会期(1664年11月24日～1665年3月2日)、(2)第2議会第5会期(1665年10月10日～1665年10月31日)、(3)第2議会第6会期(1666年9月21日～1667年2月8日)が開催された。

したがって、以下、この3つの会期について、国王の「通常の」支出⁵⁾とは異なる、戦争等のいわゆる「通常ならざる」支出のための経費を、国王がどのように要求し、それに対して議会、とりわけ庶民院House of Commonsがどのように対応してくるのかという観点から、順次、予算の審議過程及び制定された援助金又は議定費法における借入及び割当条項を検討していくことにしたい。

II 第2議会第4会期(1664年11月24日～1665年3月2日)

まず、「第二次オランダ戦争」の開戦準備期といえる第2議会第4会期

(1664年11月24日～1665年3月2日) の場合について検討していきたい。

【A】 予算の審議過程

(1) 勅語と議定費譲与の議決

1664年11月24日、貴族院での会期開始のため「勅語」King's Speechにおいて国王は、防衛準備としてロンドン市からの(借入)援助等により£800,000にも値する1艦隊a Fleetを用意したこと、そして今や全ての可能な遠征艦隊all possible Expeditionを用いるために「議定費が実際的でかなりのものになる」ことを求めた。これに対して貴族院は「オランダに対する準備のため国王への感謝」と「国王への援助金のためロンドン市への感謝」を決議した。

翌25日、庶民院は、本会議において、その決議に同意する旨を決議した。続いて(予め、ここで指摘しておくならば、後に議事規則化されるように、事前に「全院委員会」での「決議」に基づくことなく、直ちに「本会議」において)「議定費」Supplyについて、パストンSir Robert Pastonが「現議定費は敵を国王に対して恐れさせるほどのものたるべきである」との観点から、陛下に£2,500,000を与えることを提案し⁶⁾、討論後、「陛下のため£2,500,000の議定費が3年間で調達され、オランダ戦争の援助に適用されること」を172対102票で決議した。このように、本会議において£2,500,000の議定費が「オランダ戦争の援助に適用される」(つまり、割り当てる)ことが「決議」された事実に留意しておきたい。

(2) 議定費調達(財源)の議決

翌26日、「財源」Ways and Meansについて、まず本会議において「本院が、陛下のため£2,500,000の議定費を調達する方法Method and Mannerを審議するため、全院委員会a Committee of the whole Houseに移行すること」を決議して、議長退席後、ブランブストンSir John Bramptonが委員長席に就いて審議を行い、それを受けて28日、本会議において、「全院委員会が、£2,500,000の議定費を調達することを一定の臨時税の方法でin a regulated Subsidiary way審議し;不動産又は動産をもついかなる人も免除されないように、全てのカウンティでそれを確実なものにすること」を決議した。

これを受けて、調達方法を具体化するためまず、12月1日、全院委員会に移行して審議をした後、その委員長アトキンズSir Robert Atkyns からの報告に基づいて、本会議において「(法務長官Mr. Solicitor General, 他42人, 又はそのうちの5人からなる) ある委員会に、£400,000の臨時税の査定額 Rates⁷⁾, 幾つかの船舶税Ship-Rates, £1,260,000の査定額⁸⁾, 4つの最近の臨時税の査定額⁹⁾, 及び適切と考えるその他の査定額を審議し、そして幾つかのカウンティに対するそれらの割当Proportionsとともに、それらを本院に報告することが付託されること」を決議した。6日、この委員会からの報告を受けて、本会議は更に、これらの査定額の「概要と見積もり」an Abstract and Estimateを作成することを先々の委員会に付託した。8日、この委員会からの報告を受けて、本会議は、「本院は全院委員会に移行すること；この全院委員会は本院に報告された幾つかの査定額の概要の審議に、それらが述べられた順序で着手すること；£2,500,000の金額とそれの調達のために限定された期間に関する本院の諸議決に基づいて。」と決議し、全院委員会に移行して審議を続行した。

更に調達方法を具体化するため、12日、委員長アトキンズによる全院委員会からの報告に基づいて、本会議において、「(Sir Robert Atkyns, 他30人, 又はそのうちの7人からなる) ある委員会が、陛下のための£2,500,000を調達するために、幾つかのカウンティに対する割当を設定するため、£400,000の臨時税, 1639年における船舶税及び£70,000の〔月割査定〕税 Tax per mensemから、中位a mediumを抽出するために、設置されること」を決議した。

以上のような審議と決議を経て、12月15日、本会議において「法務長官に直ちに、£2,500,000を調達するための法案を作成し上程することが付託されること」を決議したのである。

(3) 法案審議と成立

12月17日、「議定費法案」Supply Billとして、本会議において「陛下のために£2,477,500の議定費を調達するための法案」が第1読会を読まれた。19日にはその第2読会を読まれたのち、「本法案が全院委員会に付託されること」

を決議した。

翌1665年1月12日、委員長アトキンズSir Robert Atkinsの全院委員会からの報告に基づいて、本会議において、法案の最初の制定する条項の「修正」として、「オランダに対して、陛下と陛下の臣民の権利回復Rightingのため」という語が挿入されること」を決議した。

続いて16日、同様の報告に基づいて、「幾つかのカウンティ、都市及びバラ選出の議員がそれぞれのカウンティ、都市及びバラ内で、本法のための〔査定〕委員Commissionersとなる人物名を・・・までに提出すること」を決議し、また翌17日には、「・・・〔各カウンティの査定額の〕金額の挿入を本院にゆだねること」を決議した。そして28日、査定委員会Assessment Commissionersについて法案に挿入される委員の目録、そして空白の査定金額を埋める決議を、順次、行った。

そして2月3日、本会議において清書された法案が（第3読会を）読まれたのち、「法案が通過すること」を可決するとともに、「〔法案の〕表題が『3年の期間に調達され賦課され支払われる、2,477,500ポンドの国王援助金a Royal Aid を国王陛下に譲与するための法律』であること」、また「法案を貴族院に送付すること」を決議したのである。

続いて貴族院の本会議において、4日、同法案の第1読会が読まれ、また6日にその第2読会が読まれた後、「法案の審議が全院委員会に付されること」を命じた。翌7日、本会議において、まず、宮内長官Lord Chamberlainが「全院委員会は国王陛下に国王援助金を譲与する法案の審議を行い、その中で、幾つかの修正をすること、また貴族の古来の権利と特権の除外のための但書きを加えることを適切であると考え、それを本院の審議に提出すること」を報告した。これに基づいて、「本法案が、修正と但書き付きで、今〔第3読会を〕読まれる」ことを可決したのち、庶民院に送付する際、「陛下に国王援助金を譲与する法案を返却すること、その中に貴族院は幾つかの修正を行い、また但書きを加えた、またそれについて庶民院の同意を望むこと」を伝えた。

同7日、庶民院は返送された法案における「但書きが修正とともに同意さ

れること」を決議したのち、9日、両院間「協議会」Conferenceを経て、宮内長官が国王に「両院は国王援助金を陛下に譲与する法案を可決した」ことを告げて「裁可」の期日指定を求めた。

こうして裁可の用意ができたので、同9日、国王が貴族院に出席し、そこで庶民院議長Speaker of the House of Commonsが前記法案を国王に提出する際に、およそ次のように演説した。

すなわち、本議会の前会期に、貴族と庶民は陛下に、「〔オランダ〕連合州 United Provincesの臣民たちによって、陛下に対してなされた諸悪と侮辱、また陛下の商人たちに対してなされた多くの危害」を提示し、「その除去のため幾つかの効果的な方策が取られること」を懇願しました。今会期の開始時に陛下は両院に対して、願望に従って陛下が官吏により要求されたような満足を得たこと、しかしその方法は効果的ではなく、また多くの新たな挑発がなされ、それによって陛下が戦争のような準備を必要にされたこと、そのため〔艦隊の〕迅速な派遣によって、議会在会合する前に、自らと臣民を彼らの横柄から防衛しえたことを知らせました。今や、庶民院は、会合したのち24時間以内に最も早く陛下に£2,400,000以上を与えました。そしてイングランドの庶民全ての名で陛下にこの法案を提出します。これによって、われわれは陛下に昨年の12月25日から開始する、12の四季支払いによって3年間に支払われる£2,477,500の国王援助金を与えました。陛下がそれを受け取することを慎んで懇願します、と。

これを受けて、国王は前記法案を裁可＝通過させたのち、「勅語」において、「議長及び庶民院議員」に対して、「感謝」し、また「この金銭はあなた方自身が欲するように用いられることを私は確約する」旨を告げた後、貴族及び庶民院議員に向かって、可能なだけ早く会期を終わらせることを望まれたのである。

以上のような予算審議を経て制定された1665年援助金法の内容を検討する先立ち、3月2日の議会在会期の閉会前の2月22日における次の2つ出来事に言及しておきたい。

(4) 1665年2月22日、「国王のオランダ諸州に対する戦争宣言」

1つは、こうして議会在本法による国王援助金によって国民の判断を示し、またこの国の貿易業者の心が今や全く反オランダ人に転じたので、国王は公式の「戦争宣言」の作成を命じ、1665年2月22日に署名して承認したことである¹⁰⁾。こうして「第二次オランダ戦争」が開始したのである。

(5) 1665年2月22日、「議会で聖職者に課税するための法律についての説明」

2つ目は、同22日、イングランド国教会の大執事archdeaconであるエチャードEchardが「今議会〔1664～1665年会期〕中に、イングランドの聖職者の自由と特性propertiesにおいて以前のように自らに課税する方法を変更し、そして議会における人々と同じように課税されることによって、非常に通常ならざる変化が始まった」として、表題の「議会で聖職者に課税するための法律」である前記の1665年援助金法に至る経緯を「説明」したことであるが、その内容を確認するに先立ち、予め、聖職者課税の前史について、わが国で研究史が殆ど全く欠落しているのを、概括しておきたい。

まずイギリス封建王政における諸身分による国王への援助金乃至議定費譲与の議決方法についていえば、メイSir Thomas Erskine Mayは次のように指摘する。すなわち、エドワード1世Edward I〔在位1272～1307年〕の治世25年〔1297年〕に周知の制定法たる「承認されざるタリジ〔特別賦課金〕De tallagio non concedendoによって、「いかなるタリジも援助金aidも、大司教、司教、伯、直臣、騎士、市民及びこの国のその他の自由人の善意と同意なしには取得或いは賦課されないこと」が宣言され、庶民Commonsの発言権が課税の事柄で承認されたので、以後、俗人laityは議会における彼らの代表たちの議決によって課税された。他方、聖職貴族と俗貴族たちは彼らのための別個の臨時税subsidiesを議決した。また聖職者clergyは、エドワード1世の治世から1つの団体として、議会との関連では聖職者の全国的評議会a national council of the clergyとしてか、或いは、後の時期に、聖職者会議Convocationで臨時税を譲与した、と¹¹⁾。

次に、このような聖職者会議での譲与にいたる経緯についていえば、Catholic Encyclopediaは「イングランド聖職者会議」Convocation of

English Clergyの項目の中で次のように指摘している¹²⁾。

すなわち、1295年以前にイングランドにおける教会は、聖職者の団体に関係する規律およびその他の事柄を規制するために司教管区diocessan及び管区provincialの教会会議Synodsで会合した。また大司教、司教、大修道院長及び小修道院長は国王の直属受封でin chief (in capite)保有した身分estatesのために、全国評議会national councilに席を占めるのが常だった。ところが、国王の金銭譲与要求が頻繁となり、司教達はそれを認める責任を引受けるのが不本意であったので、早くも1225年、〔カンタベリーCanterbury大司教〕ラングトンStephan Langtonは、彼の管区教会会議に出席させるために、司教座聖堂cathedral、共住聖職者団聖堂collegiate、また修道院conventualの教会の代理人proctorsを召集させるに至った、また漸次的にその代議制原則が「聖職者会議」Convocation制度の一部になった。そして1283年、エドワード1世がロンドンで「聖職者会議」を開催する目的で、大司教宛てに詔書writを発行し、その会合で「強制献金」benevolenceを議決させた。

ところが、1295年〔模範議会〕以後、王国のバロンBaronageと庶民Commonsに加えて、聖職録付き聖職者beneficed clergyの1代表団が「議会」Parliamentに個人としてpersonally出席するべく召集された。その召集は司教の議会召集詔書へのProemientes条項の挿入によって伝達された。エドワード1世は、金銭譲与money grantsの獲得を容易にするために、世俗財産temporal propertyに基づいて構成される1つの審議集会one deliberative assembly〔たる議会〕に聖職者と俗人の代表を統合するべく努力したのだった。これに対して、聖職者は「聖職者会議」で彼らの金銭譲与を行う彼らの憲法上の権利を主張した。結局、国王と聖職者間でのこの闘争は1337年まで継続し、この時国王が屈した、と。

クラークM.V.Clarkeもまた、議会議事録Parliament Rollsで、1身分としての議会における聖職者代表proctorsの存在への最後の決定的言及が1332年であること、1337年までには聖職者の代表がすべての実際的な目的のために議会の1身分であることを止めたこと、そして「ほぼ同一時期に、聖職者譲与

金が「聖職者会議」のみでなされる慣行が確立された」ことを指摘している¹³⁾。

このことが意味していることについて指摘しておくならば、周知のように経済史的観点からいえばイギリスの「封建的土地所有＝封建制」は13世紀後半に「確立」した¹⁴⁾といえるのであるが、それを基礎として政治史ないし国政史的観点からいえば（当時の国王と教皇による、いわゆる俗権と教権の2元的支配体制の下で）イングランドの「封建王政」は、その物的基礎をなす予算の審議機構の面から、俗人（「庶民」身分と「貴族」身分）の譲与金の審議と譲与の会議としての議会における「庶民院」と「貴族院」の分化＝成立に加えて、「聖職者」身分の譲与金の審議と譲与の会議としてのカンタベリーとヨークYorkの両管区＝首都大司教区「聖職者会議」の成立とともに、14世紀中葉に「完成」したといえるのではあるまいか。

このようにして確立した「聖職者会議」での聖職者譲与のその後の変化についていえば、いわゆるイギリス宗教改革期に、まず1534年の「聖職者服従法」、正式には「聖職者の服従と上訴の禁止」The Submission of the Clergy and Restraint of Appeals (25 Hen.VIII,c.19)によって、聖職者会議は、王命によってのみ開催しうるのみならず、国王の許可なしには憲章又はカノン制定するのを禁じられた。続いて、1534年「ローマ司教〔教皇〕への初収入税〔・10分の1税〕支払禁止法」An Act for the Non-payment of First-fruits to the Bishop of Rome (25 Hen.VIII,c.20)と1534年「ピーター祭税と教皇特免禁止法」The Act concerning Peter-pence and Dispensation (25 Hen.VIII,c.21)が制定された後、周知の1534年「国王至上法」The King's Grace to be authorized Supreme Head (26 Hen.VIII,c.1)、更に1534年「国王への初収入税・毎年年金〔10分の1税〕譲与法」The Bill for the First-fruits, with the yeary Pensions to the King (26 Hen.VIII,c.3)によって、いわば権限と財源の両面から、国王の聖俗一元的支配体制が実現した。これに続いて1540年の「聖職者臨時税確認法」、正式には「カンタベリー管区聖職者によって国王に譲与されるポンド当り4シリングの、またその後、ヨーク管区聖職者によって国王に譲与されるような金銭額の、2年間以内に支払われる臨時税a Subsidyの確認」(32 Hen.VIII,c.23.)以来、常に、聖職者会

議で譲与された臨時税は議会制定法によって確認されることになったのである¹⁵⁾。

このことが意味していることについても指摘しておくならば、周知のように経済史乃至経済政策的観点からいえばイギリスの「絶対王制」は1530年代に「確立」した¹⁶⁾といえるのであるが、それを基礎として政治史ないし国政史的観点からいえば（今や、1534年「国王至上法」等による、国王の聖俗一元的支配体制の下で）イギリスの「絶対王政」は、その物的基礎をなす予算の審議機構の面から、俗人（「庶民」身分と「貴族」身分）の譲与金の審議と譲与の会議としての議会（「庶民院」と「貴族院」）の下への、「聖職者」身分の譲与金の審議と譲与の会議としてのカンタベリーとヨークの両首都大司教区「聖職者会議」の服従化とともに、16世紀中葉に「完成」したといえるのではあるまいか。

このように議会制定法によって確認される、聖職者会議での譲与の最後は、王政復古期の1663年7月27日に制定されたところの、俗人の場合の「俗人による4つの臨時税を陛下に譲与するための法律」An Act for granting Fower intire Subsidies to His Majestie by the Temporaltie. (15 Charles II, c.9) に続く、聖職者の場合の「聖職者によって譲与された4つの臨時税を確認するための法律」An Act for confirming of Fower Subsidies granted by the Clergy. (15 Charles II, c.10) によってである。

同法の要点を確認すれば、(1) 最初の制定する条項 (I 条) では、カンタベリー管区の高級聖職者 Prelates 及び聖職者 Clergy が「聖職者会議」に会合して、陛下の通常ならざる要求を審議し、£ 当たり 4 シリングの4つの臨時税を陛下に譲与すること、但し、その場合、課税基準となる聖職禄 Benefices の評価額は、「ヘンリー 8 世の治世 26 年に〔先の 1534 年「国王への初収入税・毎年年金〔10分の1税〕譲与法〕によって、教皇に代わって今や国王に（課税対象者を拡大して）譲与された永続的な10分の1税 a perpetual Disme or Tenth の支払いのために、陛下の財務府裁判所に記録として今残る評価額」であること、更に、続く第II条では、「前述の評価額の10分の1の部分は、陛下に前述の永続的な10分の1税のため毎年支払われ、10分の9

のみが残るので、 £ 当たり4シリングの4つの臨時税は前述の10分の9のみに対して」支払うこと、(2) またこれら4つの臨時税の「確実に本当の支払いのため」、この譲与が「陛下の議会の権威によって批准、確立、確認されること」(XVII条)、(3) 最後に、本法はヨーク管区の臨時税に拡大されること (XXI条)、以上を規定している。

この1663年の両法で賦課された臨時税は税収面では £ 280,000のみに結果し、また国王が議会への演説のなかで、年間 £ 3,000から4,000の所領が4つの臨時税全てのために £ 16以上支払わないと述べたほどに非生産的になっていたので、これが臨時税の名称下に調達される金銭の最後の事例となったのである¹⁷⁾。

さて、以上に概括したような前史をもつ聖職者課税に関して、1665年2月22日、イングランド国教会大執事エチャードは、2月9日に成立した「議会で聖職者に課税するための法律」について、およそ次のように「説明」した¹⁸⁾。

すなわち、(1) この国のもとの憲法によって、聖職貴族Lords Spiritualと高位聖職者prelatesと聖職者clergyは王国の3つの身分の1つであると考えられ、それ故に、彼ら自身の金銭を与え、また彼ら自身の世俗的権利と自由を確保するという世俗的考慮civil accountにおいて「聖職者会議」Convocationで会合した。(2) この自らに課税し議会によって課税されない権利は、「宗教改革」後にも、次の小さな相違、すなわち「宗教改革」後には彼らの臨時税の譲与がそれらを徴収することの一層の確実さのために通常議会制定法によって確認されることはあるが、遵守されていた。(3) 故チャールズ1世の治世における反乱、それに続く略奪は、この世俗的特権を侵害した最初だった、というのはその当時の大臣たちは、彼らの聖職禄beneficesに対して、[国王によって召集されない] 偽りの議会における俗人laityとともに課税させたので。しかし、[現] 国王の王政復古で、この教会の古来の権利は彼とともに回復され、こうして最初の4年間が続いた。(4) しかし今や、実際、司教と聖職者の幾人かは彼らの前任者たちのそれとは非常に異なる感情に陥った。つまり、彼らはこの自らに課税するという慣習的

方法が幾分負担であると考え始めた。彼らはおそらく、宮廷Courtの期待が彼らに対して今度は余りにも高く置かれるかもしれない、また庶民院はしばしば、もしも彼らが自らに過度負担し、彼らの臨時税をある合理的割合を超えて増加しないならば、不満であると考えただろう。(5) その結果、あれこれの不都合についての懸念が大司教シェルドンSheldonとその他幾人かの指導的高位聖職者を大法官クラレンドンClarendon、財務長官サウサンプトンSouthampton及び政府のその他幾人かと提携させたと言われた。そして今やある協議consultationで、聖職者が彼ら自身の団体に課税するという古来の慣行を放棄し、そして自らを庶民院によって作成される金銭法案に黙って含ませることが決定された。また彼らのこの放棄への同意を鼓舞するために、彼らが昨年〔前記の1663年7月制定法で〕譲与していた彼らの4つの臨時税のうちの2つが免除されることになった。(6) その結果、「(「議会で聖職者に課税するための法律」である)「国王陛下に国王援助金を譲与する法律」に「但書き」が、挿入された。すなわち、〔前記1663年制定法である)「聖職者によって譲与された4つの臨時税を確認するための法律」によって譲与された4つの臨時税のうち最後の2つから絶対的に解放され取り消される旨が規定された。(7) 他方、自己課税権の放棄の代わりに、教区聖職者は彼らが以前に持たなかった1つの特権を獲得した、それは庶民院議員〔選挙で〕の投票権だった。しかし彼らが全体として獲得者か損失者かどうかは論争のある事柄である、と。

〔B〕1665年援助金法

さて、以上の予算審議をへて1665年2月9日に制定された1665年援助金法、正式には、「3年の期間内に調達され賦課され支払われる、2,477,500ポンドの国王援助金を国王陛下に譲与するための法律」An Act for granting a Royall Ayd unto the Kings Majestie of Twenty fower hundred threescore and seaventeene thousand and five hundred Pounds to be raised leavyed and paid in the space of Three Yeares. (16 & 17 Charles II, c.1) は、借入及び割当に関する条項を有していたのであろうか。

本法の最初の制定する条項では、およそ次のように規定する。すなわち、われわれ、陛下の最も従順で忠実な臣民、議会に召集された庶民院は、今やこの王国を脅かす重大にして明白な危険を、またその防止のため、陛下が陛下の海上における古来の疑いのない主権と支配及び陛下の臣民の貿易を保持するために海軍を装備し海に乗りだす義務があることを自ら認めたことを考慮した、また巨額な経費でこれらの準備をするために陛下が強いられるいくつかの財源を正当に考察した、また陛下のわれわれの保持のための十分な配慮を謙虚にまた感謝して認め、また陛下の現在の取組みを援助する際のあの通常ならざる負担と費用、またもしもわれわれがこの重大で重要な機会に事欠くならばこの国に生じるに違いない不都合を深く意識するので、快くまた全会一致して譲与し、本法によって陛下に、以下の方法で調達され賦課される2,477,500ポンドの金額を譲与する、と。

その上で続いて、陛下によって、召集された本議会における聖俗貴族及び庶民の助言と同意によって、また同一の権威によって、オランダ人に対する陛下と陛下の臣民の権利確保のため、2,477,500ポンドの金額が、以下の方法で3年の期間内に調達され賦課されて陛下に支払われることが制定される。すなわち、1664年12月25日から始まる36ヶ月間、月毎に68,819ポンド9シリングが、イングランドとウエールズの幾つかのカウンティ、市、自治都市、町、場所で・・・幾つかの規則と割当に従って、また以下で表明されるような方法、すなわち、前記36ヶ月の月毎に、査定、賦課、徴収され、12の四季支払いによって支払われる、と。

要するに、本法においては、陛下に2,477,500ポンドの金額を譲与すること、またその金額を、1664年12月25日から始まる36ヶ月間、12の四季支払いで、月毎に68,819ポンド9シリングの査定税によって調達することを規定したのである。なお、この場合、調達されるべき総額のカウンティ間での割当に際しては、1661年法で採用された共和政下の仕組みにある「変更」を加えている¹⁰⁾。加えて、前述した大執事エチャードの「説明」のように、第XXX条では「本法によって賦課される教会収入Spiritual Revenuesが法律15 Car.II.c.10 [=1663年の確認法]により聖職者によって譲与された4つの臨

時税のうちの最後の2つから支払われる」旨をも規定している。

しかし、本法には、このような金額に関して借入又は割当に関する条項はなかった。従って、「第二次オランダ戦争」のいわば開戦準備期に制定された本法の段階においては、庶民院の本会議において、「割当」が議決されるに留まり、立法化されるには至らなかったのである。借入又は割当条項の導入のためには「戦争宣言」による開戦が必要であったのである。

最後に、本法の成立が「聖職者」身分の自己課税権能との関連で持つ意味について指摘しておくならば、1660年王政復古後の1665年「議定費法」の成立に至って、「第二次オランダ戦争」遂行のための議定費の増加による、俗人（「庶民」身分と「貴族」身分）の譲与金の審議と譲与の会議としての議会（「庶民院」と「貴族院」）の譲与権限の強化の故に、「復古王政」の物的基礎をなす予算の審議機構の面で、封建王政以来の「聖職者」身分の譲与金の審議と譲与の会議としてのカンタベリーとヨークの両管区＝首都大司教区「聖職者会議」の独自の自己課税機能が剥奪され、俗人の譲与金の審議と譲与の会議としての議会（「庶民院」と「貴族院」）の下へ包摂＝一元化されるに至ったといえるのである。

Ⅲ 第2議会第5会期（1665年10月10日～1665年10月31日）

次に、「第二次オランダ戦争」の開戦期たる第2議会第5会期（1665年10月10日～1665年10月31日）の場合、結論的にいえば、「借入及び割当」条項を含む法律が制定されてくるので、その点を中心に論述していくことにしたい。

〔A〕 予算の審議過程

（1）勅語と議定費譲与、調達（財源）の議決

疫病がロンドンとウエストミンスターで猛威をふるっていたため、オックスフォードで、1665年10月10日、議会が召集されたのであるが、第5会期開始の「勅語」で国王は、「戦争を継続するため諸君の心からの議定費の

継続」が必要であるとの観点から、「〔前会期に〕この戦争のために非常に気前よく、諸君が私に与えた多額の議定費がすでに費やしたのに対してであること」を指摘したうえで、「〔今会期には〕この戦争を遂行するために諸君から援助を期待しなければならないのみならず、このような援助が、より強力な隣人〔＝フランス国王ルイ14世〕に対して私と諸君を防衛することを可能にするようなものであること」を強調した²⁰⁾。

これを受けて、庶民院は本会議において、同10日、「勅語に対する感謝」として、次の2つを全会一致で決議した。すなわち、(1)「国民の保護とこの国の名誉のうえでの陛下の配慮と活動に対して」、陛下に感謝すること；また「本院はオランダ、又は陛下に反対して彼らを援助するその他に対して、生命と財産を持って陛下を援助すること」。(2)ヨーク公爵Royal Highness the Duke of Yorke〔後のジェームズ2世〕個人について陛下が有する配慮に対して」、陛下に感謝すること。またこの両決議に対して、貴族院も心から同意した。

この決議を履行するべく、翌11日、庶民院は直ちに「本会議」において、討論後に順次、次のことを決議した。すなわち、「陛下の要求に合った現在の追加的議定費が陛下に与えられること」、「国王の議定費の割合が本院で指定されること」、「現在の議定費のため£1,250,000が陛下に与えられること」、そして「陛下の議定費のための£1,250,000の金額が次のクリスマスに開始する月毎査定税 monthly Assessmentへの比例的追加によって調達されること」、と。

続いて、「法務長官が直ちに陛下の議定費のための議決に従って、法案を作成し上程すること」を命じた。

なお、『コベットのイングランド議会史』によると(期日不明であるが)、その後、庶民院は、陛下がヨーク公爵に譲与することを願望して陛下に譲与されるところの、以前の査定税の満了後に始まる£120,000の追加的なヶ月査定税 a Month's further Assessmentのためのもう1つの法案を上程したようである²¹⁾。

(2) 法案審議と成立

10月13日、「議定費法案」として、庶民院で「陛下の現在の追加的議定費のため、£1,250,000の金額を陛下に譲与するための法案」が第1読会を読まれた。翌14日、その第2読会を読まれたのちに、庶民院はわれわれが注目すべき次の決議をした。すなわち、「この法案が全院委員会に付されること……。またその委員会は陛下を利子支払いで容易にするべく；また陛下がこの法案を担保にして陛下の要求を満たす金銭を集めうるべく、法案に規定を作成するように取り計らうこと」と。こうして新たな借入及び割当条項が導入されてくるのである。

全院委員会での審議とその委員長アトキンズSir Robert Atkinsからの本会議への報告等を繰り返したのち、21日、庶民院は「法案が通過すること」、また「表題が、『陛下の現在の追加的議定費のため、£1,250,000の金額を陛下に譲与するための法律』であること」を決議して、法案を貴族院へ送付した。

同21日、貴族院は本会議において、法案の第1読会、続いて第2読会が読まれたのち、「本法案の審議が全院委員会に付されること」を命じた。23日、本会議において、宮内長官が「変更又は修正なしに法案を通過させるのを適切と考えること」を報告したのち、その第3読会が読まれ、「法案が通過すること」を可決した。こうして同法案は両院を通過したのである。

同様に、27日、貴族院において「陛下に1ヶ月査定税を譲与する法案」の第1読会、続いて第2読会の後、財務府長官L.Treasurer及び宮内長官他17人の貴族、又はそのうちの3人（の委員会）に付託された。そして30日、その報告後、第3読会を読まれ、「法案が通過すること」を可決した。こうして同法案も両院を通過したのである。

翌31日、貴族院での会期閉会に先立ち、国王に法案を提出する際に庶民院議長は演説の中で、次のように述べたことに注目しておきたい。すなわち、「〔この法案によって〕以前の国王援助金に加えて、四季支払いによって、次のクリスマスから開始する2年間に賦課される£1,250,000の現在の議定費を与えました。また、この追加的援助金が調達される前に、陛下の要求が即金 ready Money で支給されるために、われわれは本法案によって、財務

府の公金庫に金銭を持ち込むような全ての人々のために疑いのない担保an undoubted Securityを用意しました」と。

この演説に続いて、陛下による両法案の裁可＝成立後に、会期が閉会されたのである。

〔B〕1665年議定費法

さて、概略以上のような予算審議を経て、1665年10月31日に制定された1665年議定費法、正式には「現在の追加的議定費のため、1,250,000ポンドの金額を陛下に譲与するための法律」An Act for granting the summe of Twelve hundred and fiftie thousand pounds to the Kings Majestie for His present further Supply (17 Charles II.c.1) は、先に注目した「陛下を利子支払いで容易にするべく；また陛下がこの法案を担保にして陛下の要求を満たす金銭を集めうるべく」、具体的にはどのような借入及び割当条項を規定したのであろうか。初めての条項であるので、幾分、立ち入って検討していきたい。

まず、本法の最初の条項「制定する理由」では、庶民院が「連合州諸州 States of the United Provinces [=オランダ]との戦争」のため、陛下に1,250,000ポンドを譲与したこと。またこの1,250,000ポンドの金額が以下の方法で2年の期間内に調達され賦課され陛下に支払われることが制定される。

具体的には、第II条「24ヶ月間月毎に£52,083.6s.8d.の支払いによる本税の譲与」で、前会期の1665年援助金法によって更に24ヶ月間に支払われる月毎に68,819ポンド9シリングの金額に加えて、1665年12月25日から始まる24ヶ月間、月毎に52,083ポンド6シリング8ペンスの金額（の査定税）が査定、賦課、徴収されて、12の四季支払いにより支払われることを規定した。

このように賦課される査定税を「担保」に、「連合州諸州 [=オランダ]との戦争」継続のために、新たな資金の貸付と戦争用財貨の納入を促進するような借入及び割当条項が導入されてくるのであるが、順次、具体的にその内容を確認していきたい。

まず、借入及び割当規定を含む点で特に注目すべき、第V条「簿記は財務

府で記帳される、また金銭は前記前法下に調達された金銭から別個に記帳される；また貸付者と商品等供給者への支払い帳簿も」は、およそ次のように規定する。

(1) 「陛下に貸付けられる全ての金銭及び本サービスのために供給されるような商品と財貨の契約に基づいて支払われる金銭が、本法によって生じ支払われる金銭から十分に担保されることを意図して」、次のように制定されること。すなわち、(2) 陛下の財務府の受領会計検査官室Office of the Auditor of the Receiptに1冊の帳簿又は登録Book or Registerが備えられて記帳される、その帳簿又は登録においては、本法によって財務府に支払われる全ての金銭は、前記〔1665年援助金〕法に基づいて陛下に支払われた又は支払われるべき金銭及びどんなものであれその他全ての金銭又は陛下の歳入部門から、別個に記帳されること。(3) また、本戦争のサービスに関連して貸付けられた金銭、購入された商品又は財貨、又は陛下によって命じられたその他の支払いのためすべての人に対する全ての金額の支払いのために、当面の財務府長官Lord Treasurerと財務府次官Under Treasurerによって、又は大蔵委員会によって作成される全ての「〔支払い〕命令と指図書」Orders and Warrantsについて、前記の室に他の1冊の帳簿又は登録が記帳されること。(4) 「本法によって賦課される金銭は、本戦争の間、このような命令又は指図書によって支払う金銭がそれぞれ前記戦争における陛下のサービスのためであると言及するような命令又は指図書によって以外、財務府から支出されないこと」、と。

第(1)項の借入等の「担保」のためにこそ、第(4)項の「割当」規定が導入されていることに留意しておきたい。

続いて、戦争のための金銭貸付と財貨供給を鼓舞するため、第VII条「貸付者と商品等供給者は帳簿を自由に閲覧しうる」は、およそ次のように規定する。

すなわち、(1) 本法の信用に基づいて、金銭を貸し付け、又は商品、食糧、必需品又は財貨を供給する人又は人々が、財務府が開いている通常の時に、それらの金銭の状態とそれらに基づく全ての約束についての彼らの情報

のため、前記のように金銭を貸付け又は財貨を供給することへの彼らの一層の鼓舞のため、前記の帳簿を閲覧することは合法的であること。(2) また・・・陛下に金銭を貸し付け、また財務府受取官に同一物を支払う全ての人は直ちに同一物のために刻印された「債務割符」 a tally of loan, 及び彼の割符と同一期日をもつ彼の「返済指図書」 an order for his repaymentを持つ。その指図書の中に、彼の元本の返済まで6ヶ月毎に支払われることになる、「年間6%の利率」で、その間の利子の支払いの指図書も含まれること。(3) また陛下に、海軍又は兵站部の役人に、前記のサービスのための商品、財貨、食糧又はその他の必需品を供給する全ての人は、海軍又は兵站部の役人又は彼らの幾人かの「〔納品〕証明書」に基づいて、遅れなしに直ちに、彼らに、彼らに支払われる金銭の支払いのための「〔支払い〕指図書」 warrants or ordersを作成させる。その証明書を、前記の海軍、兵站部の役人は手数料、費用又は遅れなしに作成すること。(4) また貸付けられた金銭の返済のための全ての〔支払い〕指図書ordersは、それぞれ割符の期日に従って登録されること。(5) また陛下、前記の役人又は委員会に供給された財貨、商品、食糧又はその他の必需品に対する金銭の支払いのため、財務府の財務長官と次官によって署名された〔支払い〕指図書は、受取会計検査官室に上述の証明書を持参する期日に従って登録されること。(6) また陛下によって指示された支払いのためそのように署名された全ての指図書は、それらそれぞれの期日に従って記帳され、前記の指図書の種類のどれも、金銭の貸付、商品、財貨、食糧又は必需品のためであれ、特別な指示によってであれ、互いに優先せず、全て割符の期日、証明書持参の時期及び陛下によって指示された支払いのための指図書の期日に従って記帳されること。(7) また全ての人は、かれらの指図書が前記の登録に記帳されているのに従って支払われる、それが陛下によって指示された支払いのための指図書であれ、貸付けられた金銭のためであれ、前記のように供給された商品、その他必需品のためであれ・・・、と。

更に、指図書への裏書による譲渡とそれによる流通性を付与するため、第X条「割符は譲渡されてもよい」は、およそ次のように規定する。

すなわち、(1) 金銭が本法によって、その支払いのため記帳された指図書に従って支払われる全ての人、彼の指図書の「裏書」によって、彼の遺言執行者、遺産管理人又は譲受人は、彼のこのような指図書の利子と利益を、他人に譲渡し移転してもよい。それは〔財務府に〕届けられること。(2) またこのような譲受人は同様な方法で、再度、譲渡してもよい、また繰り返してそうであること、と。

最後に、納税促進のための前払への利子支払いについて、第XI条「年間100ポンド当たり6ポンドの利子が税の前払いに対して支払われる等」はおおよそ次のように規定する。

すなわち、(1) 人が自ら支払うべき税、又は村区tithing、ハンドレット、教区、地区又はカウンティの税を、その場所又はカウンティの収税官receiver-generalに6ヶ月又は以上の間、前払いする場合、前記収税官は同一物を受領し、前払額から「年間6%の利率」での利子額を控除する権利を付与されること。(2) また収税官の領収証が同一物の十分な免責となる、またそのように前払いされた金銭は四半期毎に用途明細報告されて財務府に払い込まれること、と。

以上が、本法で初めて導入された借入及び割当を規定する諸条項であるが、このような条項が導入されたことはいかなる意味を有していたのであろうか。

ローズベアH.Roseveareによれば、この条項を作成して、それを国王と庶民院に強く勧めたのは、ダウニング街の名称でも知られるところの、ダウニングSir George Downingであった²³⁾。

まず導入の理由についていえば、ダウニングは、1665年の大部分、オランダのハーグThe Hagueで国王の代表であり、また彼の財務府金銭出納官Teller of the Exchequerとしての機能は次官によって行われていたようであるが、このようなオランダでの地位がイングランドの財政的及び行政的欠陥を認識させることになった。すなわち、国王諸収入は、財務府に支払われ、それから財務府長官の監督の下で支出される代わりに、それらはあまりにもしばしば源泉で逸らされ、半ば独立の歳入徴税請負人farmersによって直接

的に政府債権者と役人たちに移転された。そしてこれが、国王に高いコストとなるような共謀、不正流用及び遅延という危険な機会を創出した。その結果として、国王収入の流用が財務府の信用を掘り崩したこと、また国王の金銭欠如ではなくこの信用欠如こそが国王を破滅させている。従って、国王の全収入を財務府の統制下に置くことによって、オランダの信用貸しに値するものを凌駕するべく始めるべきである、と²³⁾。

このようなダウンニングの認識に基づいて作成されて、制定された借入及び割当条項を、ローズベアは箇条書き²⁴⁾に整理した上で、とりわけ、本税の信用に基づいて国王に貸付けられた貸付金に対して、個人に返済する指図書を作成し、これに対して成文化された6%の議会保証をつけ、また裏書によって譲渡され流通性あるものにし、そしてその持参人の地位がどうであれ、全ての人は時が来れば彼らの指図書が前記の登録に記入された順に支払われることに注目して、その意味を次のように指摘している。

すなわち、このような条項は、大法官クラレンドンが、それを財務府長官の裁量の放棄と看做して、最も激しく嘆いたところの、危険な平等主義原則だった。しかし、ダウンニングにとってそれは彼の計画の本質、つまり、大蔵省が依怙ひいきなしにその義務を履行するという、小投資家に対する強力な議会保証だった。ダウンニングは、「王政復古」以来、10%又は12%もの収益率で政府借入を独占していたところの金匠銀行家 goldsmith-bankersのグループの力を損なうのに熱心だったので、小投資家こそを引付けようとしたのだった、と²⁵⁾。

最後に、本法と同じ1665年10月31日に制定された1665年査定税、正式には「陛下に1ヵ月査定税を譲与するための法律」An Act for granting One Months Assessment to His Majestie (17 Car.II, c.9) について一言すれば、本法は「オランダ艦隊に対するヨーク公爵による勝利」に対して、公爵への£120,902.15s.8d.の譲与金を、1667年12月26日に始まり〔1668年〕1月26日に終わる1ヶ月査定税によって、調達し支払うことを規定したものである。

IV 第2議会第6会期（1666年9月21日～1667年2月8日）

最後に、「第二次オランダ戦争」の終末期たる第2議会第6会期（1666年9月21日～1667年2月8日）の場合にも、結論的にいえば、同様な「借入及び割当」条項を含む法律が制定されてくるので、その点を中心に論述していくことにしたい。

〔A〕予算の審議過程

（1）勅語と議定費譲与の議決

1666年9月1日～4日の「ロンドン大火」Great Fire of London後の9月21日、再びウエストミンスターでの第6会期開始の「勅語」において国王は、とりわけ、「国民に出来るだけ負担にならないように、この戦争を遂行するため最良の手段を見出すこと」を求めた。

これを受けて、庶民院は本会議において、同21日、「勅語に対する感謝」として、「現戦争の運営における陛下の大いなる配慮に対して」感謝すること；また「本院が陛下の現在の必要に比例して陛下に与えること」を決議した。

続いて、（陛下の現在の必要を判断するため）26日、庶民院は「公的会計」Publick Accomptsについて、具体的には海軍について、「海軍、兵站部及び貯蔵部の役人の幾つかの会計を検査するある委員会a Committeeが設置されること」、またそれがロウザーSir Wm. Lowther他54人に付託されること；「・・・海軍委員会ができるだけ早く本委員会に対して、用いられている船舶と人員の数；及びそれらがサービス中である期間についての説明を提出すること」を決議した。続いて、10月4日、庶民院は、今度は「陸軍歳出予算」Army Estimateについて、「公的会計を検査するため設置された委員会が、最近2年間について戦争の費用の見積もりEstimate of the Charge of the Warの報告を急ぐこと」等を命じた。

こうして、ようやく12日、「議定費」について、庶民院は本会議において（この場合には、従来のように直ちに議決することなく、事前に）「本院は陛

下の議定費を審議するため、全院委員会に移行すること」を命じて、ミルワードMr. Millward が委員長席に就いた。その報告に基づいて、本会議において、「この全院委員会に対する付託事項として、陛下の議定費のための£1,800,000を調達するため、最も効果的な財源Meansを審議することが付託されること」を決議したのである。

(2) 議定費調達(財源)の議決

その後、この全院委員会での財源関係の審議と本会議へのその報告を繰り返したのち、11月8日、本会議において、まず「£1,800,000の議定費の一部が人頭税法案a Poll Billに基づいて調達されること」、続いて「£1,800,000の議定費の一部が印紙税an Imposition on sealed Paperによって調達されること」を決議した。また「蠟燭〔への税〕が加えられること」、及び「£1,800,000の議定費の一部が外国商品に対する賦課金によって調達されること」をも可決した。

その後も審議と報告を繰り返したのち、17日、報告に基づいて、本会議において、「全ての人頭税を賦課され、12ペンス以下でなく支払うこと」を決議し、続いて「法務長官、ミルワードMr. Millward, サーランドSir Edw. Thurland, メイナードSir John Mainard, チャールトンSir Job Charltonが本院の議決に基づいて、人頭税法案を作成し上程すること」を命じた。さらにこの「人頭税」に関する決議として、23日には「名誉と称号Honours and Titles〔=端的に言えば、貴族〕がこの人頭税法案で賦課されること」、「名誉と称号が最近の人頭税法案にあったものの半分で査定されること」、翌24日には「聖職者は人頭税において彼等の称号と威厳Tiyles and Dignityのために評価されること」を決議した。

続く法案審議の検討に先立ち、後述する貴族の自己課税権の主張と関連する限りで、この「最近の人頭税法案」、具体的に言えば、王政復古後の1660年8月29日に制定された「陸と海双方によるこの王国の軍隊を解散し支払うための金銭の迅速な供給のための法律」An Act for the speedy provision of money for disbanding and paying off the forces of this Kingdome both by Land and Seaによって賦課された人頭税について、貴族の自己課税権に関

連する諸規定を確認しておきたい。

すなわち、この1660年法においては、最初の制定する条項である「本法を制定する理由」で貴族の支払額が、王国に居住する公爵£100、侯爵£80、伯爵£60、子爵£50、男爵£40・・・である旨が規定されたのち、第XV条では「貴族に対して賦課される税が貴族によって指名される徴収者^a Collectorによって受領されること」等が規定され、更に、最後の第XVIII条では、「元々の法律に別表^a separate Scheduleとして添付された」ものであるが、但書きとして、「もしも貴族のうちの誰かが本法で特に表示された地位に従ってよりも高く査定されるならば、彼らはアルベマール公爵George Duke Albemarle・・・〔他7人の貴族〕又はそのうちの5人によって査定されること」が規定されていた。このように貴族が同じ貴族によって「徴収」されること、また「査定」されることが、まさに貴族の自己課税権を表現していることに留意しておきたい。

(3) 法案審議と成立

さて、続く法案審議に注目すると、こうして11月24日、本会議において「人頭税法案 Poll Billによって、陛下のための£1,800,00の議定費の一部を調達するための法案」が第1読会を読まれた。26日にはその第2読会が読まれたのち、「この法案が全院委員会に付託されること：またその全院委員会は法案の諸項目を検査し；見積もり、この法案に基づいてどんな金銭額が調達されるのかを提出するため、幾人かを任命する権能を付与されること」を決議し、シチューアットMr. Stewardが委員長席に就いた。29日、その報告に基づいて、本会議は「全院委員会が本院の議決に従って、人頭税法案に聖職者に対する査定額 Rates on the Clergyを挿入する権能を付与される」ことを命じた。

このような人頭税法案審議と平行して、12月4日には、「議定費法案」について、本会議において「11ヶ月査定税のための法案が明日上程されること：また法務長官がその法案を上程すること」を命じた。そして7日、「次の賦課Post Chargeで、11ヶ月査定税 Eleven Months Assessmentによって、陛下のための£1,80,000の議定費の一部を調達するための法案」が第1読会を読

まれた。10日にはその第2読会が読まれた。

同10日には「人頭税法案」に関して、本会議は「(17人、又はそのうちの5人からなる)ある委員会が人頭税法案の諸項目を審議し;また陛下の議定費のためそれによって調達されるものの見積もりを作成し提出するために、設置されること」を決議した。そして13日、清書された「人頭税によって、陛下のための£1,800,00の議定費の一部を調達するための法案」が〔第3読会を〕読まれたのち、「法案が通過すること:またその表題は、「現戦争継続のため、人頭税その他によって金銭を調達するための法律」であること」を決議し、貴族院に送付した。

貴族院審議の検討に先立ち、両法案で調達する金額の配分に関する庶民院審議を確認すると、まず12月15日、「議定費法案」に関して、「明日、本院は月割査定税法案に進むため全院委員会に移行すること:また陛下のための£1,800,000の議定費全体のうち、人頭税見積もりで不足するだけを調達するために、その法案の空白を埋めること」を決議した。続いて17日、「人頭税法案」に関して、「人頭税法案に基づく見積もりが£500,000であること」を決議した。従って、19日、「議定費法案」に関して、「全院委員会は、以前の法案の方法に従って、月割査定税法案で、陛下の議定費の残額である£1,300,000の全体を調達するために、空白を埋めることに進むこと」を決議し、こうして金額を確定したのである。

さて、貴族院での「人頭税法案」審議については、封建王政以来の貴族の自己課税権との関連で注目に値する。まず、12月14日、庶民院から送付された「現戦争継続のため、人頭税その他によって金銭を調達するための法律」が第1読会を読まれた。翌15日、その第2読会が読まれたのち、「本法案に関連する先例が審議される」として、「本院の慣習と規則及びこの王国の貴族と貴族院の諸特権を審議するために設置された貴族院委員会 Lord Committee が会合して、金銭を調達する法律の以前の先例を審議し、そして現在の人頭税等によって金銭を調達する法案との関連で、その諸特権に関して審議されるのが必要で適切であると考える事柄を提出すること」を命じた。

そして18日、国璽尚書Lord Privy Sealがこの委員会からの報告として、「本委員会は、人頭税によって金銭を調達する法案を読んで、前記法案の中で貴族が特定金額を賦課されることを知る、これは貴族の侵害であると考え、従ってこの特権侵害Breach of Privilegeに対する回復を要求する方法を審議することが適切であると考え、これを報告した。この報告に基づいて、「明日、本院がこの議題の審議を再開すること；特権委員会が会合し以前の人頭税法案でなされたこと、その際の手続きを吟味し、そして本院にそれを報告すること」を命じた。そして22日、国璽尚書は全院委員会からの報告として、「全院委員会が人頭税によって金銭を調達するための法案を審議した、そこで幾つかの変更と追加をした；また、貴族を評価する貴族院委員会 Lords Commissionersを設置する制定条項を作成した；また庶民院との協議会の事項となる幾つか項目を作成したこと」を報告し、本会議はこのような変更、追加、制定条項に同意した。続いて「人頭税法案に関する〔庶民院との〕協議会のための諸項目」として、具体的に「庶民院に、貴族を査定する権利を持たないことを宣言する；またその特権の侵害の通知を与える、今後、庶民院が同じことをしないことを期待して」、「貴族院によって指名された委員会によって、貴族、その妻、貴族未亡人を査定するため制定条項の追加の理由を表明する」こと等が読まれたのち、本会議はこれにも同意した。

貴族院におけるこのような審議を経て29日、「人頭税法案」の第3読会が読まれたのち、「本法案が変更、追加及び但書きつきで通過すること」を決議し、庶民院に返送した。

これを受けて、庶民院では審議し、1667年1月12日に、クラージスSir Thomas Clergisが、貴族院との協議会が開催されるための理由を作成するために設置された委員会からの報告として、とりわけ、「貴族院による〔委員会に幾人かの〕名前を追加することに同意しないこと」の理由として、「全ての臨時税及び人頭税法において、委員の数が多くなればなるほど、調達される金銭は益々少なくなることが観察されたこと；というのは、多くの委員は互いに邪魔をして、国王のサービス及び公益の前進というよりもむしろ、互いを、また彼らの多くの友人を軽減させるからである」こと等を報告

したのち、本会議は修正についての協議会に望むことを命じた。

同12日、「協議会の報告」として、貴族院ではアングルシーEarl of Angleseyが人頭税に関する庶民院との協議会の結果をおよそ次のように報告した。

彼らと貴族院間で相違する4点がある・・・第2の相違点は、貴族院が〔査定〕委員会に名前を追加すること。〔庶民院は〕この種の名前を追加する貴族院の権能を争うのではなく、すでに指名された委員会の多数に関して、余りにも多くを指名することで、それが議定費を減ずるだろうと。・・・第4の相違は、貴族を査定するための条項を削除すること。これに庶民院は同意しないと言う、ここでは貴族の自己課税する特権 the Privileges of Peer to tax themselvesを議論しないと言ったのだが。(1) 何故ならば、議会議事録Rolls of Parliamentを調査すると、それはどんなものであれ先例によって、貴族院が提出したようには修正されえない。エドワード3世治世13年とエドワード4世治世12年の援助金は、条件付きの先例であるが、悪い先例である、しかし、貴族院のこの方法を正当化しない。貴族 Lords と庶民 Commonsは税の種類で相違した。しかし、税が全く同一だった場合、彼らは言うのだが、彼らはこの場合の先例を探すと、貴族は単独で別個に譲与した。もしも彼らがある法案を貴族に課税することなしに送付するならば、貴族は貴族院によって単独で課税されるかもしれない。(2) 何故ならば、人頭税法案は空白では決して送付されなかった。また彼らは言うのだが、彼らは貴族に賦課するのではなく、提案している。それをあなた方は別個に、好むように、変更し変えるかもしれない。(3) 何故ならば、裁可は分割されえない。また貴族院は自ら査定することによってどんな実際的利益もないだろう。これは、国王に議定費を譲与する上で聖職者会議がする以上のことではない、それは貴族院と庶民院によって制定〔=確認〕される。彼らは言うのだが、もしもある査定が再度おこなわれるとしても、貴族は別個には課税されえずに、庶民とともにである、従来の全ての査定におけるように、また目下賦課されているように、と。

この報告を受けて、本会議は貴族の査定と課税に関する条項に関して審議するため委員会に移行して審議したのち、14日、ボックスDuke of Bucksが

報告として、「全院委員会は人頭税法案における貴族の査定に関する条項を審議した；また本委員会は貴族が彼ら自身の委員会Commissionersによって査定されることに関するある条項を作成したこと」を報告し、本会議はこれに同意した。

これを受けて、同14日の両院協議会の後、庶民院において、法務長官が両院協議会からの報告として、「貴族院は次のことを除き、すべてのことで本院に同意したこと、すなわち、貴族が自らに課税するための以前の条項の代わりに、彼らは以前の人頭税法案〔=1660年法〕における先例に従って、もう1つの条項を送付したこと」を報告した。これを受けて、本会議は「法案にその修正が挿入され、またその条項が確定されること」を命じた。

こうして、結論的にいえば、貴族院が「貴族が貴族自身の委員会によって査定される」という封建王政以来の自己課税権を堅持しつつ、この人頭税法案が両院を通過し、そして1月18日、裁可を受けて、成立したのである。

この貴族の自己課税権のその後の経過については続く時期を対象とする別稿に譲ることとして、ここでは結論的に付言しておけば、1688年の名誉革命を経た後の1693年1月18日、庶民院は、審議中の「地租法案」Land Tax Bill に対する貴族院の修正、すなわち貴族が支払う税を査定し徴収するため貴族院による「委員会」を設置する「条項」を追加する修正に同意しない理由を、両院協議会で次のように主張した。すなわち、「国王に議定費を譲与する権利は、憲法の本質的部分として、庶民院のみに存する；事柄、方法、尺度そして期間に関する、このような譲与の限定は庶民院のみに存する；それが基本的に庶民院で決定されることが非常によく知られているので、そのため諸理由を与えることは、われわれの先祖によってその権利の弱体化であると考えられた；また本法案に加えられたところの、貴族院によって返送された条項はそれの明白な侵害である」、と。翌19日、貴族院は、長い討論後に、前記「条項」を取り消すことを決定した²⁶⁾。こうして1693年1月20日、「地租法」、正式には「フランスとの強力な戦争遂行のため、1年間、ポンド当たり4シリングの援助金を両陛下に譲与するための法律」An Act for granting to Their Majesties an Aid of Four Shillings in the Pound, for One

Year, for carrying on a vigorous War against France (4 W. & M., c.1) が成立したのである。

同法の成立が「貴族」身分の自己課税権能との関連でもつ意味について指摘しておくならば、1688年名誉革命後の1693年「地租法」の成立に至って、新たな「対フランス＝フェルツ継承戦争」遂行のための議定費の増加による、庶民の譲与金の審議と譲与の会議としての「庶民院」の譲与権限の強化の故に、「立憲王政」の物的基礎をなす予算の審議機構の面で、封建王政以来の「貴族」身分の譲与金の審議と譲与の会議としての「貴族院」の独自の自己課税機能が剥奪され、庶民の譲与金の審議と譲与の会議としての「庶民院」の機能の下へ包摂＝一元化されるに至ったといえるのである。

さて、もう1つの「議定費法案」についていえば、庶民院で、審議と報告を繰り返したのち、ようやく1月25日、「本法案が通過すること：その表題が『現戦争持続のため£1,256,347.13s.の金額を国王陛下に譲与する法律』であること」を決議し、貴族院に送付した。

送付された貴族院では、同25日に法案の第1読会、翌26日にはその第2読会后に全院委員会に付託され、それから「修正又は変更なしに通過するのが適切である」旨の報告を受けた。そして28日、その第3読会が読まれたのち、その「通過」を可決し、こうして両院を通過した。

2月8日、貴族院で、庶民院議長が「最近通過した人頭税法案と一緒にして陛下に約束していた£1,800,000を十分に埋め合わせる」旨を演説して、国王に法案を提出し、裁可を受けて成立し、同時に会期が閉会した。

そして7月31日、「ブレダ条約」によって「第二次オランダ戦争」も終結したのである。

〔B〕1667年人頭税法と1667年査定税法

さて、概略以上のような予算審議を経て、1667年1月18日に制定された1667年人頭税法、正式には「現戦争継続のため、人頭税その他によって金銭を調達するための法律」An Act for raising Moneys by a Poll, and otherwise

towards the Maintenance of the present Warr (18 Charles II, c.1) は、具体的にはどのような借入及び割当条項を規定していたのであろうか。前会期の1665年議定費法と対比しつつ検討していきたい。

まず、本法の最初の条項「ある臨時税を陛下に譲与する人々」では、庶民院が「現戦争を遂行するため、陛下に以下で表明されるような方法で賦課される幾つかの金銭額の自由な贈与 a Free Gift of several Summes of Money を贈呈する」こと。また王国内の全ての人々が「人的財産権」 personal Estateを持つ・・・場合、100ポンドについて、以下で言及される方法で査定、賦課、徴収される20シリングの金額を陛下に支払うことが制定されること。但し、1665年議定費法、本法及び今会期に制定される議会制定法を担保として陛下に貸付け、本法施行時に返済されていない金銭は「本法のために評価又は査定されないこと」。

貴族に関連する条項を確認しておけば、第X条「貴族等による支払の査定額」で「1660年人頭税法の場合の半額である」査定額を規定する。すなわち、王国に居住する公爵£50、侯爵£40、伯爵£30、子爵£25、男爵£20、21歳の公爵の長男£30、侯爵の長男£25、21歳の伯爵の長男£20、21歳の子爵の長男£17.10s、21歳の男爵の長男£15、准男爵£15等、と。また聖職貴族等の場合、第XII条で査定額を規定する。すなわち、大司教£50、司教£20、主席司祭£10、大執事£2等、と。

その上で、第XXIII条「貴族のための徴収者」では、王国の貴族が本法によって支払う税が「貴族によって指名される徴収者によって受領されること」等を規定する。更に第XXXII条「誰によって貴族は彼らの役職及び人的財産権について査定されるのか」では、「1660年法の場合と同様に」「元々の法律に別表として添付された」ものであるが、「本法によって、役職及び人的財産権のために査定されるすべての貴族は、王璽尚書 Lord Keeper of the Privy Seale・・・〔他多数の貴族〕又はそのうちの5人によって査定されること」を規定する。このように貴族が同じ貴族によって「徴収」され、また「査定」されるとして、貴族の自己課税権を規定していることを確認するのである。

さて、このように賦課される査定税を「担保」に、現戦争を遂行するために、新たな資金の貸付と戦争用財貨の供給を促進するような借入及び割当条項が導入されてくるのである。

まず、借入及び割当規定を含む、第XXXIII条「貸付けられた金銭の返済はいかに担保されるのか」は、先に検討した前会期の1665年議定費法の第V条と殆ど同一のことを規定し、割当規定も全く同一である。但し、末尾に(6)項に相当するものとして、「このような指図書によって支払われた又は支出された全ての金銭について、前記会計検査官によって備えられ記帳されるような帳簿又は登録が存すべきこと」を追加し、より厳格化しているといえる。

続いて、戦争のための金銭貸付と財貨供給を促進するための、第XXXIV条「貸付者と商品等供給者は帳簿を自由閲覧しうる」は、1665年議定費法の第VII条と同じであるが、利子払い方法が、6ヶ月毎から「3ヶ月毎」に短縮し、より促進化しているといえる。

次に、1667年2月8日に制定された1667年査定税法、正式には「現戦争持続のため、£1,256,347.13s.の金額を国王陛下に譲与する法律」An Act for granting the Summe of Twelve hundred fifty six thousand three hundred forty seven pounds thirteene shillings to the Kings Majestie towards the Maintenance of the present Warr (19 Charles II,c.8) の場合。

まず、本法の最初の条項「£1,256,347.13s.の譲与」では、庶民院が「現戦争の間、陛下の追加的援助金及び援助a further Aid and Assistanceとして」、陛下に以下の方法で調達され賦課される£1,256,347.13s.の金額を譲与すること。またこの£1,256,347.13s.の金額が以下の方法で11ヶ月の期間内に調達、賦課され陛下に支払われることが制定される。

具体的には、1665年2月の援助金法によって賦課された「1664年12月25日から始まる36ヶ月間、月毎に68,819ポンド9シリングの金額」、また1665年10月の議定費法によって賦課された1665年12月25日から始まる24ヶ月間、月毎に52,083ポンド6シリング8ペンスの金額」(双方の金額は一緒にして、

月毎に£120,902.15s.8d.になる), 更に1665年10月の査定税法によって賦課された「1667年12月26日に始まり〔1668年の〕1月26日に終わる1ヶ月査定のための120,902ポンド15シリング8ペンスの金額」に加えて, 本法の第II条「11ヶ月〔査定〕税」で, 「1667年1月26日に始まる11ヶ月間, 月毎に114,213ポンド8シリング5と1/2ペンスの金額」が, 査定, 賦課, 徴収され, 4つの四季支払いによって支払われることを規定した。

このように賦課される査定税を「担保」にして, 現戦争のために, 新たな資金の貸付と戦争用財貨の供給を促進するような借入及び割当条項が導入されてくるのである。

まず, 借入及び割当規定を含む, 第VI条「このような金銭の返済はどのように担保されるのか」もまた, その冒頭項で規定する制定理由の箇所では, (1)「陛下に貸付けられる全ての金銭及び本法の信用に基づいて陛下のサービスのために供給されるような戦艦, 財貨又は食糧又はその他必要品のための契約に基づいて支払われる金銭が, 本法によって生じ支払われる金銭から十分に担保されることを意図して」と, 今や「戦艦」や「食糧」の用語の明示はあるが, 基本的には, 先に検討した前会期の1665年議定費法の第V条と殆ど同一のことを規定しており, 割当規定も全く同一である。

また戦争のための金銭貸付と財貨供給を鼓舞するための, 第VII,VIII,IX条の規定も基本的には同じである。利子払い方法は再度「6ヶ月毎」に戻っているが。

本法で注目に値するのは, 更に追加的な特定の割当条項として, 第X条「本法によって調達された金銭のうち, £380,000は水兵の支払い等に適用される」が導入され, およそ次のように規定していることある。すなわち, 「£380,000が, 財務府受領会計検査官室で記帳されるべく本法によって指定された帳簿で, 負担され登録されて, 当面の海軍財務官に支払われる。本法によって譲与される11ヶ月査定税の最後の10ヶ月間に支払われる金銭から, 1666年1月1日に始まる今冬のため海外の陛下の海軍で, また西暦1667年の夏のため海外の陛下の海軍で, 雇用されるような士官, 水兵, 海兵隊と兵士の俸給と賃金のために」, と。このように, 割当規定が更に特定化＝限定化さ

れてくるのである。

V 小活：王政復古期における予算審議の歴史的位置

以上の王政復古期イングランド議会における予算の審議過程に関する考察を踏まえて、王政復古期の予算審議の歴史的位置について概括的に指摘して、結びとしたい。

第一に、「聖職者」身分（及び「貴族」身分）の独自の自己課税権について

封建王政下の3身分のうち、「聖職者」身分の場合、1660年王政復古後の1665年「議定費法」の成立に至って、「第二次オランダ戦争」遂行のための議定費の増加による、俗人の譲与金の審議と譲与の会議としての議会（「庶民院」と「貴族院」）の譲与権限の強化の故に、カンタベリーとヨークの両管区＝首都大司教区「聖職者会議」における独自の自己課税権能を最終的に剥奪され、議会（「庶民院」と「貴族院」）の下へ包摂＝一元化されるに至った。

これに対して、「貴族」身分の場合、結論的に言えば、1688年名誉革命後の1693年「地租法」の成立に至って、新たな「対フランス＝ファルツ継承戦争」遂行のための議定費の増加による、庶民の譲与金の審議と譲与の会議としての「庶民院」の譲与権限の強化の故に、「貴族院」における独自の自己課税権能を剥奪され、庶民の譲与金の審議と譲与の会議としての「庶民院」の機能の下へ包摂＝一元化されるに至るのである。

第二に、借入条項について

従来、借入は基本的には国王の私的借入＝負債であり、信用面で限界があったのであるが、1665年議定費法、続いて1667年人頭税法及び査定税法において、第二次オランダ戦争のための「即金」の必要性により、賦課される金銭を「担保」として、（従来の銀行家団等からの10～12%と異なり、広範な小投資家大衆から）6%という低利子で資金を借り入れ、返済順位を確定する借入条項を導入したことにより、短期ではあるが、「議会保証の下で発行される最初の流通性のある公債negotiable public securities」²⁷⁾が出現する

に至った。これに続いて、1688年の名誉革命後には、その限界＝担保不足の故に、対フランス戦争＝ファルツ継承戦争（1689年～1697年）の必要性の下に、1693年法により最初の「国債」が創設されてくることになるのである²⁸⁾。

第三に、割当条項について

従来、議会、とりわけ庶民院は、「援助金及び議定費」法案 Bill of ‘aids and supplies’ —— 實際上、国王に対して国王の役人による課税賦課を承認する法案である（換言すると、「18世紀まで、国王への金銭の譲与は課税の賦課であった」） —— を通過させるのみで、このような課税の収益（の用途）に対してどんな統制も有していなかった²⁹⁾ のであるが、1665年議定費法、続いて1667年人頭税法及び査定税法において、第二次オランダ戦争のための「即金」の必要性により、借入等の「担保」のため、最初には行政府側のダウニングの提言を受けて、そのような法案で賦課する金銭を、賦課する目的に厳格に割り当てる割当条項を初めて導入することにより、議会とりわけ庶民院による割当＝支出統制を開始するに至った。1688年の名誉革命以後、このような割当は通常化＝慣行化してくるのである。

第四に、国庫について

従来、国王の種々の収入は、財務府で「単一資金」 a single fund を形成し、そのいずれかの部分がいずれかの役務のために支出されていたのであるが、1665年議定費法、続いて1667年人頭税法及び査定税法における借入及び割当条項により、賦課される金銭が、財務府で他の金銭とは別個に記帳＝保管されることになったため、単一資金を形成することを止め³⁰⁾、以後、特定の収入を特定の支出に割り当てることにより、種々の基金設定が開始するに至った。こうして1688年の名誉革命以後、いわゆる「基金制度」 Funding System として定着してくるのである。

最後に、議事手続きについて

王政復古期イングランド議会における予算の審議においては、考察した第2議会の第4会期、第5会期のそれから明らかなように、第二次オランダ戦争の必要性を背景として、会期開始時の「勅語」での国王の譲与金要求に対して、庶民院ではその本会議において、「勅語に対する感謝」決議に続いて、

短期日のうちに多額の譲与金を議決していたのであるが、その結果として、庶民院において「・・・1666年の会期に譲与された議定費が浪費されていたこと」に対する不満が生じた。

そのため「国王の財政上の必要の吟味のため」の手続きが必要とされ、1668年2月18日、庶民院は、次のように決議した。すなわち、「・・・もしも本院において公的援助金又は国民に対する負担を求める動議がなされるならば、それについての審議と討論は直ちには始められるべきではなく；本院が指定するのが適切と考えるような更なる日まで延期される；またその時それが全院委員会 Committee of the whole Houseに付託されるべきである；また彼らの意見がそれについて報告される；本院の決議又は議決がそこで下される前に」、と。続いて、このような全院委員会で先議する手続きが1707年3月29日に庶民院の議事規則 Standing Orderにされてくるのである³¹⁾。

以上の意味で、王政復古期イングランド議会における予算の審議過程は、名誉革命以後における近代的予算審議への道を掃き清めるという歴史的位置を占めていたといえるのである。 [2007年12月19日成稿]

註

- 1) 拙稿『「会計年度」と財政民主主義（Ⅱ）—近代イギリス予算制度の成立過程に即して—』『アルテス リベラレス（岩手大学人文社会科学部紀要）』第81号,2007年12月。
- 2) 管見の限りで言えば、わが国の古典的研究である長谷田泰三『英国財政史研究』勁草書房、1951年に所収の諸論文（第1章、2章）で、国債と經常収入との関連で関説しているのみである。
- 3) すなわち、British History Online
(<http://www.british-history.ac.uk/subject.aspx?subject=6>) における『庶民院議事録』Journal of the House of Commons, 『貴族院議事録』Journal of the House of Lords, 及び『英国制定法』Statutes of the

Realmである。

本稿ではこれらの史料に関する限り、紙幅の制約上また関係箇所の個別の列挙による煩雑さを避けるために、個別的な典拠箇所を明示せずに利用していることを予めお断りしておきたい。

今1つ、本稿では、年初開始について、同時代の3月25日ではなく、1751年「新暦法」Calendar (New Style) Actに規定するように暦年の開始日たる1月1日に換算して表記していることをもお断りしておきたい。

- 4) Cf. G.Reid, *The Politics of Financial Control : The Role of the House of Commons*, London,1966, p.56 ; G.F.M.Campion, *An Introduction to the Procedure of House of Commons*, London, 1929, p.27.
- 5) この「通常の」支出のために、「王政復古」直後の1660年9月4日に仮議会は、チャールズ2世に、全治世の間、「年間£1,200,000」の収入を「議決」していた。Cf.*Cobbett's Parliamentary History of England*, Vol.IV, p.118.
- 6) *Ibid.*,p.306.
- 7) 具体的には、王政復古後の1660年8月29日に制定された「陸と海双方によるこの王国の軍隊を解散し支払うための金銭を迅速に支給するための法律」An Act for the speedy provision of money for disbanding and paying off the forces of this Kingdome both by Land and Seaにおいて、地位によって累進化された「人頭税」Poll Taxで調達することを意図した「£400,000」である。

しかし、王国で施しを受けない16歳以上のあらゆる人が6ペンスを賦課され、また高い税率が有産者と高位者に賦課されたとしても、徴収が非常に怠慢だったので、この人頭税は結局、1660年11月までに£252,167にしか結果しなかったようである。Cf. *House of Commons Parliamentary Papers 1868-69, Vol.XXXV, Public Income and Expenditure, Part II [366-I], Appendix 13. Explanatory and Historical Notices of the Several Heads of Public Income and Expenditure, included in the Preceding Accounts, from 1688 to 1869, and of Matters relating to these*

Financial Accounts [以下では、*H.W.Chisholm's Return*と略記する。], p.417.

- 8) 具体的には、1661年12月20日に制定された「18ヶ月間、月毎に£70,000の査定税によって査定されて賦課される、£1,260,000を陛下に譲与するための法律」An Act for granting unto the Kings Majestie twelve hundred and threescore thousand pounds to bee assessed and levied by an assessment of threescore and ten thousand pounds by the moneth for eighteene monethsによって、18ヶ月間、月毎に£70,000の査定税 Assessmentで調達することを意図した「£1,260,000」である。この場合、調達されるべき総額を、共和政下に採用された仕組みに従って、カウンティ間に割り当てていたことに留意しておきたい。Cf. A.Browning, ed., *English Historical Documents 1660-1714*, 1966, p.318.
- 9) 後述する1663年7月27日に制定された法律によるものである。
- 10) *Cobbett's Parliamentary History of England*, Vol.IV, p.308.
- 11) Sir T.E.May, *A Treatise on the Law, Privileges, Proceedings and Usage of Parliament*, London, 1906, p.586.
- 12) <http://www.newadvent.org/cathen/04348a.htm>. [2007年12月15日閲覧]
- 13) M.V.Clarke, *Medieval Representation and Consent*, 1964, pp.126,150.
- 14) 吉岡昭彦『イギリス地主制の研究』未来社, 1967年, 10頁。
- 15) Cf. T.P.Taswell-Langmead, *English Constitutional History: From the Teutonic Conquest to the Present Time*, London,1946, p.160.
- 16) 吉岡昭彦, 前掲書, 89頁。
- 17) *H.W.Chisholm's Return*, p.416.
- 18) *Cobbett's Parliamentary History of England*, Vol.IV, pp.309-311.
- 19) Cf. A.Browning, ed., *Ibid*, p.318.
- 20) *Cobbett's Parliamentary History of England*, Vol.IV, pp.312-313.
- 21) *Ibid*, pp.327-328.
- 22) H.Roseveare, *The Treasury 1660 - 1870: the Foundations of Control*, 1973, p.23.

23) *Ibid.*, pp.23-24.

24) 念のために確認しておけば、次の8点である。

すなわち、(1) £1,250,000の税——24ヶ月割賦金で賦課する——が、どんな流用もなしに財務府に直接支払われること。(2) この税は本戦争の費用に割り当てられ、またその金銭は全くその目的のために支払われること。(3) この金銭の受領と支出は2つの登録——財務府で保管されるが自由な閲覧を許される——で別々に記録されること。(4) 第3の登録簿で、財務府長官のその資金を支出する指示が、財務府が従うことを厳格に求められるところの番号をつけられ、期日順の連続で、列挙されること。(5) 財務府は大蔵省指図書Treasury Orders——フルスキャップ判[約40×32 cm]の文書で、資金の支出を行う財務府長官の指示を具体化し、彼と大蔵大臣の署名及び登録での記入と同一の番号をもつ——をも作成すること。この大蔵省指図書は3つの異なるタイプのものとなる。すなわち、(a)海軍財務官Treasurer of the Navy或いは陸軍支払官Paymaster of the Forcesのような部局役人へ資金を前払いする、或いは割り当てる指図書；(b)戦争のために供給される財貨と役務に対して商人と契約者に支払う指図書；そして(c)本税の信用に基づいて国王に貸付けられた貸付金に対して個人に返済する指図書。(6) この最後の部類の「大蔵省指図書」には、半年毎に支払う、成文化された6%の議会保証をつけること。(7) 3タイプの全ての大蔵省指図書（本質的に、24ヶ月のうちに本税の金銭が利用しうようになる時の支払約束promises-to-payだった）は、その指図書に書いた裏書——財務府に通知すべき——によって人から人に売却され移転されえたこと。こうして、それらは、その他の信用証券が殆どそうではない時期に法的に流通性あるものだった。(8) 指図書のタイプが、或いはその持参者の地位がどうであれ、枢密院議員であれひどく貧乏な商人であれ、「全ての人はいずれ時が来れば、彼らの指図書が前記の登録に記入されるに従って支払われる」こと。Cf. *Ibid.*, p.24.

25) *Ibid.*, p.25.

26) *Cobbett's Parliamentary History of England*, Vol.V, 754-756.

- 27) P.Einzig, *The Control of the Purse : Progress and Decline of Parliament's Financial Control*, London, 1959, p.98.
- 28) とりあえず，前掲拙稿，55頁を参照されたい。
- 29) G.F.M.Campion, *op.cit.*, p.23.
- 30) J.E.D.Binney, *British Public Finance and Administration 1774-92*, Oxford, 1958, p.248.
- 31) Cf. G.Reid, *op.cit.*, p.48.